

次のように制限付き一般競争入札（入札後審査型）を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和6年3月5日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県御前崎港管理事務所長 平井 一彰

2 担当部局

〒437-1623 静岡県御前崎市港6170-1

静岡県御前崎港管理事務所企画振興課

電話番号 0548-63-3213

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号 御第62505号

(2) 業務名

令和6年度〔第36-W0105-01号〕御前崎港保安対策監視システム保守点検業務委託

(3) 業務対象地

静岡県御前崎市港地内

(4) 業務概要

監視システム保守点検業務 1式

(5) 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 競争入札参加資格の確認等

本入札は入札後審査型とする。

この入札の参加希望者は、入札参加資格確認申請書を提出し、入札前に入札参加資格の基本的な確認を受けなければならない。また、開札の結果落札候補者となった者は、入札後に入札参加資格確認資料を提出し、入札参加資格の詳細な確認を受けなければならない。

落札候補者は次に掲げる条件をすべて満足していることについての確認を受けるものとする。

(1) 静岡県における建設工事競争入札参加資格（電気通信工事）の認定を受けていること。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する電気通信工事業に係る特定又は一般建設業の許可を受けていること。

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）法第3条第1項に規定する営業所が静岡県内にあり、当該営業所が電気通信工事の静岡県建設工事競争入札参加資格を有していること（当該業種の入札及び請負契約に関する権限等の委任を受けていること）。

(4) 平成20年4月1日以降（完成し引渡しが済んでいるものに限る。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に伴い、工期を延長した工事と確認ができるものであって延長前の工期をすでに経過しているものについては、この限りではない。）に、国、地方公共団体又は特殊法人等（「特殊法人等」と

は、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する法人をいう。）が発注した道路、河川、海岸、港湾、漁港又は空港における遠隔監視設備（以下「当該設備」という。）に係る電気通信工事を元請として施工した実績又は当該設備の保守管理業務の実績を有すること。ただし、工事の場合、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。なお、静岡県発注工事での施工実績に係る工事成績評定が64点以下の場合、同種工事の施工実績として認めない。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県建設工事入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

- (9) 事業協同組合、企業組合、協同組合、官公需適格組合、その他組合が参加する場合にあっては、当該組合の組合員でないこと。

5 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札においては、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、落札者となることができない。

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次により申請書を提出しなければならない。申請書等の配布方法等については、下記6を参照のこと。

ア 提出期間

令和6年3月6日(水)から令和6年3月11日(月)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出書類

次の書類を各1部持参により提出。郵送又は電送によるものは受付けない。

- ㊦ 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ㊧ 秘密保全等に関する誓約書（様式第2号）
- ㊨ 定形封筒（簡易書留料金を含む切手434円貼付。入札参加資格確認通知書の送付を希望する者）

ウ 提出場所

上記2に同じ

エ 入札参加資格の確認及び通知

入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和6年3月12日（火）までに通知する。

(2) 落札候補者について

開札の結果、落札候補者になった者は、以下の資料を提出しなければならない。

ア 静岡県における建設工事競争入札参加資格に係る令和5・6年度建設工事競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 建設業許可通知書の写し（申請書提出日時点において、許可の有効期間開始日が到来しているもの）並びに受付印のある建設業の許可申請書の様式第1号及び別紙又は様式第22号の2の写し等静岡県内に営業所があることを証する書類

ウ 同種工事の施工実績を確認できる書類

エ 配置予定技術者の資格及び雇用関係を証する書面の写し

オ 提出期限

令和6年3月25日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（次順位者以降の者の期日は別途指示する。）期間内の午前9時から午後5時まで

カ 提出場所

上記2に同じ

(3) その他

ア 申請書及び資料の作成及び申込に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

キ 最低制限価格を設定する。

6 入札参加資格確認申請書等の配布期間、配布場所、配布方法

(1) 配布期間

令和6年3月5日（火）から令和6年3月11日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時

から午後5時まで

(2) 配布場所

上記2及び静岡県御前崎港管理事務所ホームページ

(<http://doboku.pref.shizuoka.jp/desaki2/maezaki/>)にて配布する。

(3) 配布方法

無料で配布する。

7 入札前の参加資格確認で入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和6年3月15日(金)午後5時までに書面(様式自由)を持参することにより提出しなければならない(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 入札執行者は、(1)の説明を求められたときは、令和6年3月18日(月)までに説明を求めた者に対し書面により上記2において回答する。

(4) (2)の書面の提出先は、上記2に同じとする。

8 入札後の参加資格確認で資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和6年3月29日(金)午後5時までに書面(様式自由)持参することにより提出しなければならない(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 入札執行者は、(1)の説明を求められたときは、令和6年4月1日(月)までに説明を求めた者に対し書面により上記2において回答する。

(4) (2)の書面の提出先は、上記2に同じとする。

9 設計書、仕様書及び図面(以下「設計図書等」という。)の交付

(1) 交付期間

令和6年3月5日(火)から令和6年3月19日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

上記2に同じ

(3) 交付方法

入札参加資格確認申請書を提出した者に対し無料で交付する。業務の性質上、設計図書等は貸与し、要返却とする。なお、交付にあたっては様式第2号による誓約書の提出を要する。

10 設計図書等に対する質問受付

(1) 入札参加資格確認申請書を提出し設計図書等の交付を受けた者は、入札執行者に対して設計図書等の不明点について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和6年3月13日(水)午後5時までに書面(様式自由)を持参することにより提出しなければならない。提出先は、上記2に同じとする。

(3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和6年3月15日(金)までに入札参加資格者全員に電送により回答する。

(4) (3)の回答書は、業務の性質上、窓口での縦覧は行わない。

11 現場説明会

現場説明会は行わない。

12 入札執行の日時、場所等

(1) 入札執行日時 令和6年3月21日(木) 午前11時

(2) 入札の場所 静岡県御前崎市港6170-1 御前崎港管理事務所 2階会議室

(3) その他

ア 電送及び郵送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。

ウ 入札執行に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを入札執行場所へ持参すること。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細は、「入札上の注意事項について」を参照すること。

静岡県御前崎港管理事務所ホームページ

(<http://doboku.pref.shizuoka.jp/desaki2/omaezaki/>に掲載)

オ 入札執行回数は、2回を限度とする。

13 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

14 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

15 その他

(1) この公告に掲げる契約は、当該委託業務にかかる令和6年度清水港等港湾整備事業特別会計予算の成立を条件とし、契約の締結は令和6年4月1日とする。

(2) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、建設工事競争入札参加停止基準に基づく入札参加停止を行うことがある。

(4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) その他詳細不明の点については、静岡県御前崎港管理事務所企画振興課(電話0548-63-3213)に照会すること。

入札参加資格確認申請書（入札後審査型）

令和 年 月 日

静岡県御前崎港管理事務所長 平井 一彰 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の業務に係る入札参加資格について申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び下記内容に相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日（令和6年3月5日）
- 2 業務名（令和6年度〔第36-W0105-01号〕御前崎港保安対策監視システム保守点検業務委託）
- 3 業務場所（御前崎市港地内）
- 4 資格確認

項 目		内 容
営業所の所在地		静岡県
発注業種の許可（電気通信工事業）		一般 特定
静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種		電気通信工事
企業の	同種工事の施工実績工事名 及び機関名	CORINS 登録番号：
	上記工事の工事成績評定点数	点（静岡県発注工事の場合）
技術者の	資格と氏名	

※複数の技術者を申請する場合、適宜、資格確認欄を追加（別紙可）して使用すること。

※入札参加に必要な参加資格は、執行機関で上記項目を加除訂正できる。

※添付書類は必要ありません。

ただし、入札執行後、落札候補者の方は、執行機関の指定する日までに入札参加資格に関する資料を提出するものとします。なお、資料が提出できない場合や資格要件を満たしていない場合等は入札が無効となります。

※虚偽の申請を行った場合、指名停止等の処分をすることがあるので十分注意ください。

入札参加に当たっての留意事項

令和6年度〔第36-W0105-01号〕御前崎港保安対策監視システム保守点検業務委託は、「海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS条約)」に基づき、国際埠頭施設におけるテロ防止等を目的として設置された埠頭保安設備を良好な状態に維持すべく工事等を実施するものです。

埠頭保安設備は公共の安全と秩序の維持のために秘密の保全を要するため、当該委託業務の受注にあたっては、「委託に係る秘密保持契約」(設計図書等※貸与時に契約書ひな形を提示)を締結することを条件としております。

また、設計図書等の貸出については、秘密保全のため、下記により執行しますので、遺漏のないようお願いします。

※設計図書等とは、発注者が入札参加者に貸与する設計図書、仕様書等一切の書類(設計基準等公表されているものは除く。)をいいます。

記

1 設計図書等の貸与

(1) 貸与時期 令和6年3月5日(火)から 3月19日(火)まで

(2) 貸与場所 御前崎市港 6170-1

静岡県御前崎港管理事務所総務課総務班

電話番号 0548-63-3211

(3) 貸与方法

別紙誓約書の提出と引き換えに貸与します。

2 設計図書等の返却

(1) 返却期限 入札辞退又は終了後速やかに返却してください。

(2) 返却場所 御前崎市港 6170-1

静岡県御前崎港管理事務所総務課総務班

電話番号 0548-63-3211

誓 約 書

令和 年 月 日

静岡県御前崎港管理事務所長
平井 一彰 様

商号又は名称

代表者氏名

印

令和 6 年度 [第 36-W0105-01 号] 御前崎港保安対策監視システム
保守点検業務委託に係る入札に参加するにあたり、貸与された設計図
書等については、入札参加の検討及び入札価格の算定以外に使用しな
いこと、秘密の保全に万全を期し、無断で複製しないこと、第三者に
供覧又は漏洩しないことを誓約いたします。

なお、入札書の提出後、又は入札を辞退する場合、貸与された設計
図書等を速やかに返納いたします。

これに反した場合、いかなる処分を受けても異存ありません。

庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、庁舎等管理業務（警備、清掃、廃棄物処理、設備保守管理、ねずみ・こん虫等防除、庭園管理、緑化環境整備及び花き等運送をいう。）の委託契約について、静岡県が行う一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札参加資格の確認)

第2条 一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

(1) 入札参加者が、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。

(2) 公告により入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第4条 前項の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

(1) 国債

(2) 地方債

(3) 政府の保証のある債券

(4) 知事が確実と認める社債

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあつては額面金額（発行価格が額面と異なるときは、発行価格）の8割に相当する額とする。

(入札保証保険証券の提出)

第5条 入札参加者は、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金の返還)

第6条 入札保証金（これに代わる担保を含む。以下同じ。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、当該契約を締結した際に返還する。

(入札の基本的事項)

第7条 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書及び図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(入札の辞退)

第8条 入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、次の各号により申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、別紙様式例による入札辞退届を指名した機関の長に直接持参し、

又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行うこと。

(2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札箱に投入して行うこと。

3 入札辞退をした者は、これを理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札)

第9条 入札書は、様式第1号により作成し封印の上、表面に「番号、何々業務委託入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称、代表者の氏名）を記載して、公告に示した日時及び場所に提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

3 入札参加者は、入札参加資格の確認通知書の写しを持参しなければならない。

4 第1項の規定について、郵送による場合は、公告に示した日時及び場所に入札参加資格の確認通知書の写しを同封の上、送付しなければならない。

5 第1項の規定について、電送を認めない。

(入札書の書換等の禁止)

第10条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第11条 開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(開札)

第12条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち会せて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせる。

(入札の無効)

第13条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 入札保証金が所定の額に不足する者のした入札

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 所定の日時、場所に提出しない入札

(5) 記名押印を欠く入札。代理人の行った入札の場合は代理人の記名押印を欠く入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 入札金額を訂正した入札

(8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札

(9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札

(10) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

(11) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札

(12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第14条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、庁舎等管理業務委託契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ

最低制限価格を設けたときは、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第15条 開札した場合において落札者とすべき入札がないときは、再度の入札を行う。

2 第13条第1項第1号から第4号まで及び第8号から第11号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(再度入札の入札保証金)

第16条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第17条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない県職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第18条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第19条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第52条第1項各号に掲げる事項を記載した契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約の確定)

第20条 契約は、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

(契約保証金)

第21条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

(1) 落札者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

(2) 公告により契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保)

第22条 第4条第1項各号の規定は、契約保証金の納付に代えて担保を提供する場合に準用する。

2 前項に掲げる担保の価値は、第4条第2項に定める額とする。

(異議の申立て)

第23条 入札した者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、契約書式及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成8年2月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成22年2月9日から施行する。

附 則

この心得は、令和5年4月1日から施行する。

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

1 入 札 番 号 御第62505号

2 件 名 令和6年度 [第36-W0105-01号]
御前崎港保安対策監視システム保守点検業務委託

上記の入札を都合により辞退します。

(辞退理由)

静岡県御前崎港管理事務所長 平井 一彰 様

住 所
商号又は名称
氏 名

印

- (注) 1 入札執行前に辞退するときは、直接持参するか、郵送（入札の前日までに到着するものに限る。）して下さい。
- 2 入札執行中に辞退するときは、封筒に入れなくて、そのまま入札箱に投入して下さい。

入札書 (第 回)

- 1 入札番号 御第62505号
- 2 件名 令和6年度 [第36-W0105-01号]
御前崎港保安対策監視システム保守点検業務委託
- 3 業務箇所 御前崎市港地内

上記の委託業務を一般競争契約入札心得承諾の上、下記の金額で請け負いたく申し込みます。

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

令和 年 月 日

静岡県御前崎港管理事務所 平井 一彰 様

住 所

商号又は名称

氏 名

印

入 札 書 (第 回)

- 1 入札番号 御第62505号
- 2 件 名 令和6年度 [第36-W0105-01号]
御前崎港保安対策監視システム保守点検業務委託
- 3 業務箇所 御前崎市港地内

上記の委託業務を一般競争契約入札心得承諾の上、下記の金額で請け負いたく申し込みます。

入 札 金 額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

令和 年 月 日

静岡県御前崎港管理事務所 平井 一彰 様

住 所
商号又は名称
氏 名
代 理 人

印

(◎委任状は、参考書式として添付します。)

委 任 状

下記の事項につき ◎を代理人と定め
入札に関する一切の権限を委任します。

- 1 入札番号 御第62505号
- 2 件 名 令和6年度 [第36-W0105-01号]
御前崎港保安対策監視システム保守点検業務委託
- 3 業務箇所 御前崎市港地内

令和 年 月 日

静岡県御前崎港管理事務所長 平井 一彰 様

住 所

商号又は名称

氏 名

◎